

●居宅介護支援事業所

■居宅介護支援事業所とは？

居宅(ご自宅)で介護(する方・受ける方)を支援(応援)する事業所です。

ケアマネジャーがご相談に応じます。

■ケアマネジャーって？

介護保険の認定を受けたご本人やご家族のこころやからだの状況、環境に応じた在宅生活を送れるようご相談に応じ、介護サービス行政との連絡調整を専門に行う者です。

■主な業務内容

- ・居宅介護サービス計画の作成
- ・介護保険サービス提供事業所との連絡調整
- ・サービス実施状況の把握と評価
- ・要介護認定申請代行
- ・介護保険給付の管理
- ・介護保険等に関する質問苦情の受付など

※相談に際しての自己負担はありません。

介護保険料から給付されます。

※個人の秘密は厳守いたします。

■営業日と時間

営業日 月曜日から金曜日
(祝祭日と年末年始は除く)

時間 9:00~17:00

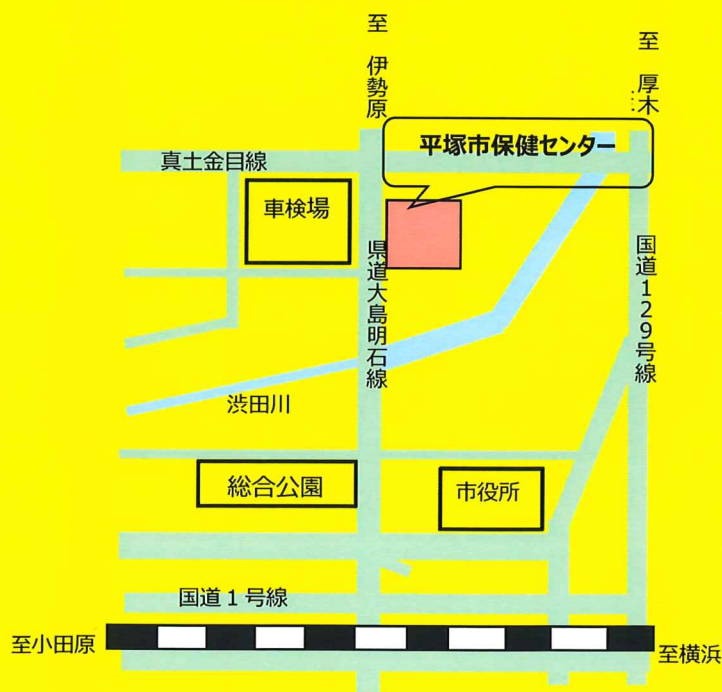
■交通

神奈川中央交通バス 平塚駅北口4番線

・平65系統 下島・大島経由田村車庫行

・平97系統 平間・大島経由伊勢原駅南口行

「湘南車検場」下車



平塚市医師会 訪問看護ステーション

併設：居宅介護支援事業所

〒254-0082

平塚市東豊田448番地の3

平塚市保健センター3F

TEL 0463-52-0360

FAX 0463-52-0361



● 訪問看護ステーション

■ ご利用の手続き

介護保険の認定を受けている方は、ケアマネジャーに当ステーション利用の相談をしてください。

認定を受けていない方は、直接当ステーションにご相談ください。

64歳以下での健康保険の方は、かかりつけの医師に相談されるか、直接当ステーションにご連絡ください。

■ 利用料

ご利用に当たっての費用は別紙を参照して下さい。

■ 訪問日及び時間

営業曜日・・・月曜日から金曜日

(祝祭日と年末年始 12/29～1/3 を除く)

営業時間・・・午前9時～午後5時まで

※訪問する定期的な曜日と時間を約束させていただきます。ただし、急病の方がある時には時間変更もしくは曜日変更をお願いすることがあります。

ご理解ご協力をお願い致します。

■ 看護サービスの概要

症状の観察

体温・脈拍・呼吸・血圧測定

身体の保清

入浴・全身清拭・洗髪・口腔ケア

日常生活の世話

食事・排泄の援助・内服管理

床ずれの予防と手当

床ずれや傷の処置及びアドバイス

医療機器の管理

留置カテーテル・在宅酸素・輸液管理

リハビリテーション

拘縮予防・筋力維持・筋力増進

主治医との連絡調整

訪問時の状態を報告、指示を受けています

福祉サービスの利用

社会資源・介護用品の紹介

エンド・オブ・ライフケア

苦痛の緩和・緊急対応

※ご家族からのご相談やお手伝いをさせていただきます。

■ 利用回数と利用時間

介護保険訪問回数・・・回数制限はありません

1回の訪問時間 ① 30分以内

② 30分以上1時間以内

③ 1時間以上1時間30分以内の契約になります

健康保険訪問回数・・・月1回から週3回まで

1回の訪問時間 30分以上1時間30分以内の契約となります

※週4日以上、又は長時間訪問が必要なときはご相談下さい